

## 平成27年度定期監査における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(1)	<p>【「(仮称)歴史と未来の交流館」整備事業について】                      本事業は、26年度に基本計画を策定し、27年度補正予算にて設計業務の予算を計上したが、村民の理解が進んでいないため、この予算を執行せず、28年度予算において基本設計を行う予定である。                      この間、住民への説明・広報がほとんど行われていない。前年度に基本計画のパブリックコメントを行っているが、意見提出はわずか2名であった。                      このような大きなプロジェクトを行う際には、村民の理解が不可欠であり、構想・基本計画の段階から村民に対して様々な手段で積極的に情報提供を行い、説明責任を果たしていくべきである。そうすることにより、いろいろなところで話題になり、関心が高まり、延いては村民の理解も進む。</p> <p>また、大きなプロジェクトを行なう際の取り組み方、進め方や村民の理解を得るための情報提供の在り方等について、庁内で検討・確認しておく必要がある。</p>	<p>本事業の推進にあたりましては、住民の理解が不可欠であることから、その情報提供につきましては、今後、広報とうかい等を通じて、(仮称)歴史と未来の交流館の概要や進捗状況などについてお知らせするとともに、文化財に関する連載ページを設けるなどして気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。                      また、6月以降にはなりますが、住民説明会や出前講座等も検討しており、住民の皆様の理解・関心が高まるよう取り組んでまいります。</p> <p>大きなプロジェクトについては、政策会議-庁議において、その取り組み方や進め方について議論し、行政内部の調整を図っております。</p> <p>行政情報の住民への周知方法については、情報の分かりやすさだけでなく情報の受け手に合った広報媒体を組み合わせるなどの工夫が求められます。                      基本的には「広報とうかい」への掲載に加え、その他の広報媒体を組み合わせる手法が考えられますが、他の先進的な取り組みを参考にしながら、村として統一的な方針を示すことにより村民への効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
(2)	<p>【計画の策定について】                      福祉保険課では、「第3次地域福祉計画(素案)」を昨年12月に策定し、パブリック・コメント、福祉関係団体等への説明を経て成案を得る予定である。                      本計画は、担当課が自ら作成しており、また作成に際しては、福祉関係のアンケートや住民座談会における住民の意見、関係団体からの意見を汲み取り、それらを取り入れながら計画を作成しており、評価できる。健康増進課所掌の「第二次健康づくり推進計画」も同様な方法で作成している。                      計画や施策の作成をコンサルタントに発注している例も多いが、住民に密接に関係する重要な計画については、上記の事例のように、村職員が情報を収集・把握し、考え、住民の意見をよく汲み取りながら、自ら計画を作成すべきである。そうすることにより、地域の状況に即した、良い計画が策定でき、また計画の検証・評価や改善すべき点の見直しも的確に行なえる。さらには、職員の人材育成、職務能力の向上にも寄与するものと考ええる。</p>	

## 平成27年度定期監査における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(3)	<p>【住民への情報発信、周知について】</p> <p>健康増進課では、新規事業である「とうかいヘルスマイレージ事業」等を住民に周知するため、「広報とうかい」への掲載や各公共施設でのチラシ展示などと併せて、住民が集まる会合や検診などの機会を捉え、そこに出かけて事業を紹介し、周知を図っており、これは大いに評価できる。</p> <p>行政情報の住民への周知方法として、例えば、村のホームページでは一部のアクセスする人にしか伝わらないし、公共施設での資料の展示、あるいは閲覧板などでは、あまり情報が伝わっていないと思われる。多くの村民が見ている「広報とうかい」への掲載のほか、この事例のような住民への直接的な説明、あるいは自然に情報が耳に入ってくる村内放送の有効活用なども積極的に取り入れて、情報発信と村民への周知をより実効的に行なってほしい。</p>	<p>行政情報の住民への周知方法については、情報の分かりやすさだけでなく情報の受け手に合った広報媒体を組み合わせるなどの工夫が求められます。</p> <p>健康増進課の事例のように、「広報とうかい」への掲載を基本とし、その他の広報媒体を組み合わせる手法は実効的であることから、今後は、こうした取り組みを全庁的に共有するほか、他の先進的な取り組みを参考にしながら、村として統一的な方針を示すことにより村民への効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
(4)	<p>【パブリック・コメント(意見公募手続き)について】</p> <p>パブリック・コメントの意見提出者が少ない。今年度はこれまで4件のパブリック・コメントを実施し、意見提出者は全部でわずか5名であった。</p> <p>パブリック・コメントは行政の一手続きであるが、政策内容の公表とともに、政策形成過程において住民の意見を汲み取り、政策に反映させていくことは重要なことであり、制度を形骸化させずに、有効に活用すべきである。</p> <p>そのためには、特に住民に関係の深い政策については、住民への事前説明など、何らかの形で事前に情報提供を行ない、関心を持ってもらうとともに、例えば論点や住民に聞きたい点を分かりやすく提示して意見を求めるなど、住民が意見を出しやすい工夫も必要である。また、パブリック・コメントを開始するという情報の公表方法についても、検討する必要がある。</p> <p>さらに、「東海村意見公募手続実施要綱」では、意見等の提出期間が、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則30日となっているが、これより短い場合が多い。今年度実施した4件については、12日から22日であった。余裕を持って計画を進めるなどして、住民の意見をきちんと汲み取るという観点から、改善を図ってほしい。</p>	<p>パブリックコメント(意見公募手続き)は、村政に係る重要な施策案及び条例案について政策形成過程の情報を広く村民等に提供し、意見及び情報の機会を確保し、開かれた村政運営に寄与することを目的としております。</p> <p>パブリックコメントの実施にあたりましては、「広報とうかい」や「村ホームページ」において意見公募を周知するとともに施策内容等については、村ホームページ、各コミセン、役場担当課窓口にて閲覧できるようにしているところであります。</p> <p>意見提出者が少ない理由としましては、ご指摘のとおり、施策内容等がわかりにくいこと、パブリックコメントを実施していることを知らないこと、十分な期間が定められていないことなどが考えられます。</p> <p>これらの課題解決に向けては、施策内容等を公表する際、情報発信を強化することに加え、広報誌等における丁寧な施策内容等の説明、十分な意見提出期間の設定を徹底するなど、意見を出しやすい体制作りに向け全庁を挙げて取り組んでまいります。</p>
(5)	<p>【人材育成について】</p> <p>人事課では職員研修の一環として、通信教育や資格取得希望者に対する経費助成を行なっているが、今年度の希望者は、わずかに3名であった。</p> <p>職員の職務能力の向上を図るため、OJTや外部派遣研修などと併せて、職務に関係する資格の取得や自己の資質向上のための教育受講などが、もっと奨励され、戦略的に行なわれてもいいのか。資格取得などの勉強を通して、日常業務だけでは得られない知識や、その分野の体系的な知識を得ることができるので、職員の職務能力の向上に繋がる。</p>	<p>当該助成についての周知・啓発については、年度当初に行っている通知に加え、随時実施してまいります。併せて、助成対象についても通信教育や資格取得に加え、講演会、セミナー、ワークショップなどの参加費も対象とし、職員の自己資質向上に努めてまいりたいと考えております。</p>

## 平成27年度定期監査における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(6)	<p>【規則等の改正並びに例規集の更新について】</p> <p>平成27年4月1日に組織改編され、「東海村組織設置条例」は同日付で改正されているが、「東海村行政組織規則」などの関係規則はいまだに改正されていない。従って、例規集にも改正前の規則が掲載されている。</p> <p>総務課によれば、例規集の更新は、条例改正等がある議会の終了後に、年4回更新しているとのことである。担当課が上記のように規則等の改正や例規集更新の手続きを行っていない場合には、総務課が催促するなど、業務の連携をよくして、古い内容の規則等が例規集やホームページに掲載されているようなことのないようにしてほしい。</p>	<p>例規集の更新につきましては、平成28年度から、原則として毎月更新するよう仕様を変更いたしました。</p> <p>また、規則等の改正につきましては、改正の内容やボリュームにも左右されますが、速やかに改正及び更新の手続きができるよう、担当課と連携してまいります。</p>
(7)	<p>【予算の流用について】</p> <p>本来、補正予算で対応すべき、比較的大きな金額の流用があった。流用は予算執行上の例外的な措置であり、軽微なものや真にやむを得ない場合に限られるので、予算要求をよく考えて行い、適正な予算執行に努めてほしい。</p>	<p>次年度の予算編成時においては、事業の全体計画や内容等、さらには予算流用の状況などを踏まえて、年間に必要となる予算等をよく精査するよう、各課に注意喚起したいと考えております。</p> <p>また、比較的大きな金額の事業や緊急性の低い事業などは、まず補正予算での予算措置を検討するよう、担当課と調整してまいります。</p>
(8)	<p>【滞納、不納欠損問題について】</p> <p>保育所運営費負担金の滞納額が年々増加している。これは、入所児童の増加や納付者の規範意識の問題、過年度滞納者への対応不足などが原因であると考えられる。</p> <p>この負担金については、長年、不納欠損処分を行っていない。この処分を行わないと、滞納額は年々増加していくので、ある基準を設け、その基準に合致した場合は処分していく、という措置も必要ではないか。</p> <p>この滞納・不納欠損問題は、全庁的な問題であり、専門的な知識や経験が必要であるため、役場全体で公平かつ適正な対応を検討してもらいたい。</p>	<p>保育所保育料の滞納整理につきましては、催告書の送付、保育所訪問、電話、児童手当からの特別徴収等複数の方法により取り組んでおりますが、近年の保育所入所児童数の増加、低所得者層の増加等の要因により、滞納額が年々増加しております。今後におきましては、納付が困難となっております過年度滞納者の滞納整理を強化していきたいと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、金銭債権の時効が完成しております5年経過後の滞納保育料の不納欠損処分を長期間において実施してこなかった事実がございましたので、平成28年3月に不納欠損処分を実施いたしました。</p>
(9)	<p>【補助金交付について】</p> <p>生涯学習課では、ある補助対象団体が多額の繰越金を出しているため、先方と協議の上、現状では補助金を交付しないという判断をした。</p> <p>これは、交付先の団体の状況をよく把握し、また先方とよくコミュニケーションを図りながら交付の判断を行なった、良好事例である。</p> <p>村が交付している補助金は多数あるので、この事例なども参考にして、有効で無駄のない交付事務を行なってほしい。</p>	<p>補助金の見直しや適正化等を進めるため、第四次行革大綱に基づき、「補助金等の適正化に関する事務処理要領」を27年度に改正しております。</p> <p>その改正において、補助事業を各課が定期的に評価するよう、毎年全事業を対象に行っている実施計画策定において、妥当性・有効性・効率性などの観点から補助金事業を各課が自己評価するよう規定し、28年度から実施することとしたところです。</p> <p>今後は、この評価結果をもとに、交付先団体の決算状況や事業実績などを確認のうえ、次年度の予算編成に反映させたいと考えております。</p>

## 平成27年度定期監査における指摘事項及び改善策について

NO.	指 摘 事 項	改 善 策
(10)	<p><b>【公有財産の管理について】</b>            公有財産(土地)台帳を調査したところ、本庁舎の土地の現況地目が「山林」のままであった。            東海村財務規則では、公有財産の管理、財産台帳の調製及び整備等の条項において、公有財産の現況や実態を把握しておかなければならないことが規定されている。519件ある公有財産(土地)台帳を調査し、これらの公有財産が財務規則に従って適正に管理されているかを確認する必要がある。</p>	<p>東海村が所有する公有財産である土地の登記については、不動産登記法附則第9条及び不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第5条第1項の規定により、当の間、登記の申請義務を免除するとの取扱いにより、地目変更登記がされていない土地が存在しています。今後、現況地目と差異がある土地をリストアップし、各所管課と共に経費的な課題等も含め地目変更登記について検討してまいります。            また、庁内イントラにより、公有財産の適正管理を周知してまいります。</p>
(11)	<p><b>【東海文化センターについて】</b>            東海文化センターは開館以来39年を経過しており、老朽化が進んでいるため、毎年、多額の補修費用を支出している。この施設をいつまで使用するのか、老朽化したら廃止するのか、あるいは新しい文化センターを建設するのか、など、老朽化の程度や将来計画・見通しなどのバランスを考えながら、補修を実施していく必要がある。            総務課では、公共施設等の老朽化・利用状況などの状況調査や将来の見通し、財政状況の見通しを踏まえ維持管理・更新がどの程度可能か、などの検討を含む「公共施設等総合管理計画」を平成28年度までに策定する計画である。            この結果も活用しながら、文化センターの維持管理の考え方や将来計画について、まちづくりの視点を含め、早めに検討しておく必要があるのではないか。</p>	<p>東海文化センターにつきましては、現時点では建て替えや廃止など、将来の見通しはたっておりませんが、今年度策定予定の公共施設等総合維持管理計画や(仮称)歴史と未来の交流館の進捗なども踏まえながら、将来計画について早めに検討してまいります。            また、当面の施設運営に必要な維持修繕や機器更新などについては、他の公共施設や財政状況等を勘案しながら計画的に取り組んでまいります。</p>
(12)	<p><b>【支払伝票等について】</b>            支出伝票等に入力ミス、記入漏れ、記載の不備などが多く見られる。記入すべき欄に記載がない、添付書類の不備など、単純ミスではない事例も多くあった。            このような事例を防止するには、まずは発生事例を周知し注意喚起すること、再発防止策を検討し周知すること、そして課内のチェック体制をきちんとすることが必要である。単純ミスではない事例も多いことから、伝票の書き方等に関するマニュアルを再整備するとともに、例えば保育所や幼稚園など役場外の現場を含めて、伝票等の作成の仕方を今一度、確認させる必要がある。            区画整理課では、伝票審査に係る指摘事項について課内で回覧し、皆が目を通していただく。このためか、伝票の記載ミス、不備等が極めて少ない。このようなことを含め、改善を図ってほしい。</p>	<p>従来、伝票の起票方法については、新規採用職員研修における説明会の開催及び「予算執行マニュアル」の見直しを行うことで周知してきたところです。また、会計課で伝票不備を発見した際には、伝票起票者に対し口頭で指導し、不備の改善と再発防止に努めております。            しかしながら、伝票審査が十分に行き届いておらず、数多くの伝票不備を見逃してしまっている現状があることから、今後は新たに以下の3点を徹底することで、伝票等の記載及び添付書類の不備の改善と、再発防止に努めてまいります。            ①職員3名によるチェック体制の確立            ②イントラネットを活用した伝票起票に関する注意喚起            ③「予算執行マニュアル」活用の周知</p>
(13)	<p><b>【消せるボールペンの使用について】</b>            消せるボールペンを伝票や添付書類に使っている例が数件あった。言うまでもなく、書類の保存、改ざん防止等の観点から、公的書類にこのような筆記具は使用してはならないので、全課室局において指導を徹底されたい。</p>	<p>文書の保存、改ざん防止等の観点から、伝票に限らず、全ての公文書において、消せるボールペンの使用は望ましくないため、文書取扱主任会議等を通じて、全課室に周知徹底してまいります。</p>
(14)	<p><b>【業務上の課題について】</b>            各課とも業務上の課題を認識しているが、その解決策についても考える必要がある。「現状、課題、その解決策」という3点セットでいつも考え、行政事務・サービスを改善、向上させていってほしい。</p>	